



家畜衛生だより



第130号
令和6年6月発行
北海道渡島家畜保健衛生所

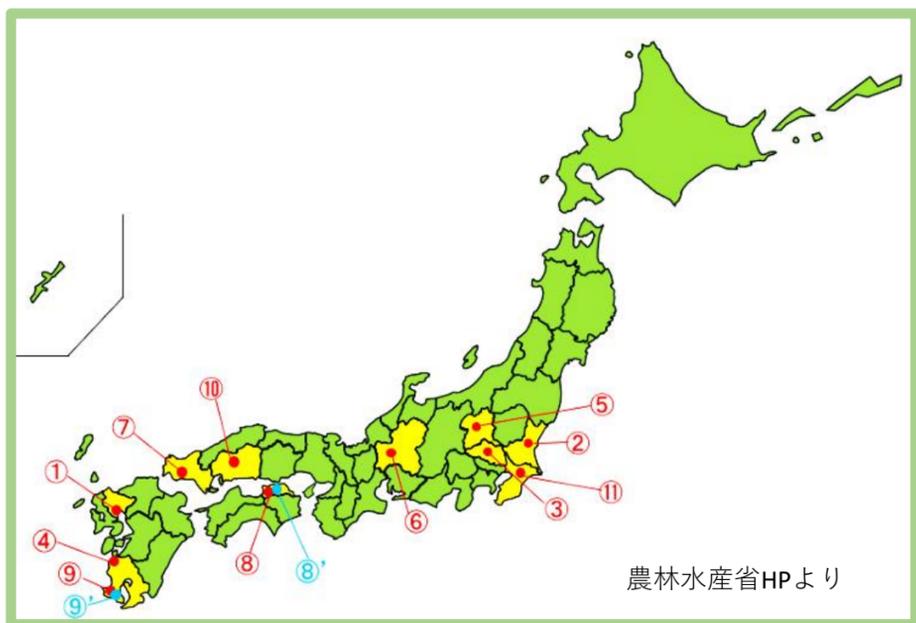


1. 国内外の越境性動物疾病について

高病原性鳥インフルエンザ HPAI highly pathogenic avian influenza

今シーズン、国内では令和5年10月～5月末までに10県11事例発生し（下記の日本地図）、約85万6千羽が殺処分の対象となりました。

北海道で家きんでの発生はありませんでした。しかし道内の死亡野鳥の検査において、渡り鳥だけでなく留鳥のハシブトガラス等からも本病のウイルスが検出され、ウイルスが環境中に広く存在していたことが示唆されました。



また、全世界的にも流行が見られ、世界を循環したウイルスが、来シーズン国内に侵入する可能性が考えられます。

★次のシーズンに備え、夏の間は鶏舎や金網・防鳥ネットの点検・修繕などの重点対策を行いましょ。

北海道の養鶏場の効果的な対策事例集です。



農場の重点対策

農場付近の水場は水抜き、忌避テープの設置等により、野鳥を寄せ付けない工夫を。

集卵コンベアなどの開口部の隙間を塞ぐ。普段目の届きにくい屋根裏や入気口も点検し、破損があれば補修。

農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

長靴は洗浄してから消毒の徹底。消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。

車両の消毒の徹底。車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。

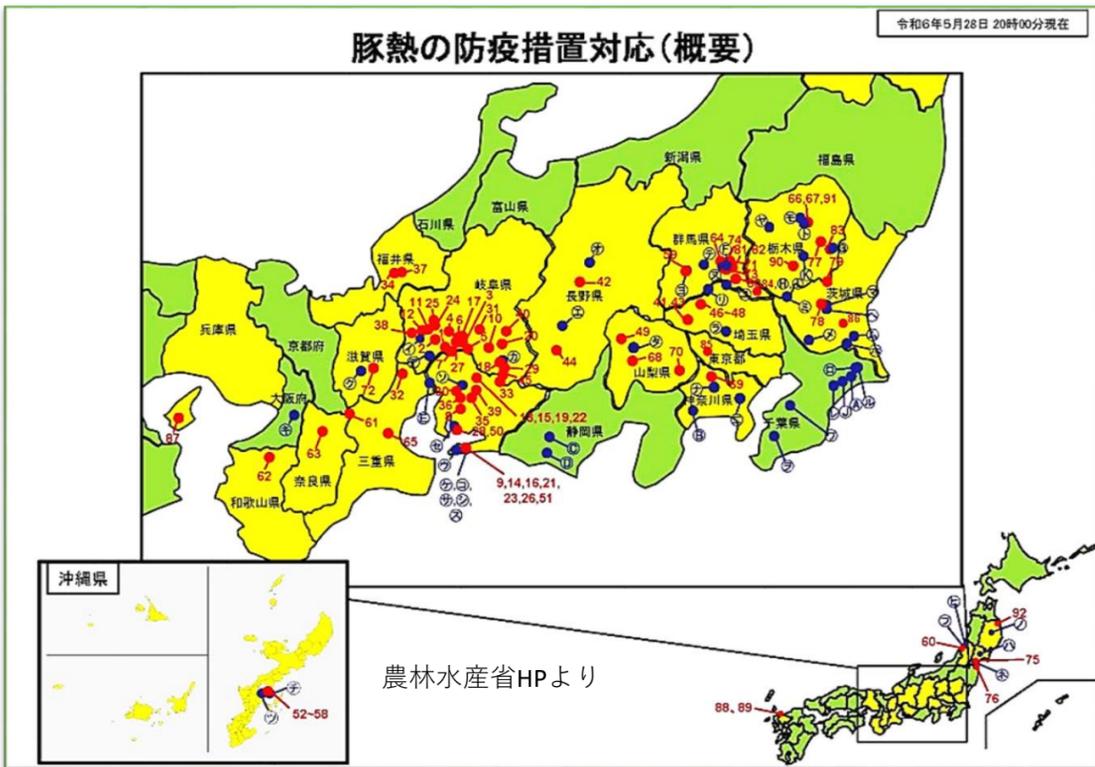
洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。

着替え、履き替えの前後で動線が交差しないよう境界を明確に。

— 例外を作らずに必ず実施することが大切です。 —

豚熱 CSF Classical Swine Fever

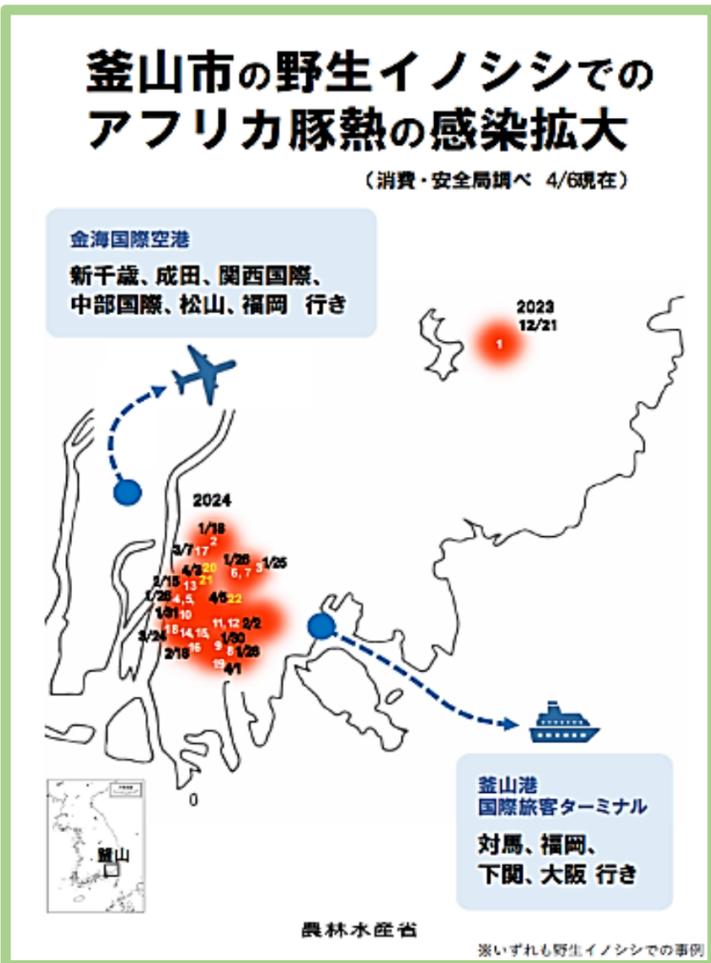
令和6年6月12日現在、豚熱は全国で92事例で発生が確認されています。
 (下記の日本地図：最終発生は、令和6年5月28日 岩手県洋野町)
 令和5年8月に佐賀県の養豚場で本病が発生したため、九州全域がワクチン接種推奨地域となり、北海道を除くすべての都府県で豚熱ワクチンが接種されています。



現在、国外からの輸入を除き、道外から豚の生体・精液・受精卵等の導入はできません。イノブタやマイクロブタも同様です。



アフリカ豚熱 ASF African Swine Fever



アフリカ豚熱は、発熱や全身の出血性病変が特徴の致死率の高い伝染病です。有効なワクチンや治療法はありません。日本は本病の清浄国ですが、アフリカでは常在的で、ロシア及びアジアでも発生が確認されています。

韓国では野生イノシシの間で感染が拡大し、発生場所付近には、日本にアクセスできる飛行場や船着場があり、函館空港や函館港にもアクセスしています。(左図)

また、海外から持ち込まれた肉製品からASFウイルスが分離された事例もあります。国内への侵入リスクは高い状態です。

農場への立ち入り制限を徹底するとともに、外国人研修生等を受け入れている農場では、外国製の肉製品を農場に持たせまないよう指導をお願いします！

バーベキューが楽しい季節になります。

豚熱、アフリカ豚熱のウイルスが付着した肉が、カラス・キツネによって養豚場まで運ばれた場合、疾病が発生してしまいます。

食べ物の放置は絶対にやめましょう。

侵入経路 ①

肉類に付着

肉の入った食品を 国内に持ち込まない

肉の入った食品を 野外に捨てない

国内持込禁止

野外放置禁止

侵入経路 ②

人に付着

海外では

- 靴などについた土は落とす
- 動物がいる施設に行かない

空海港では 指示に従って消毒

国内では

- 帰国後1週間、観光牧場等に行かない
- 家畜がいる施設に近づかない
- 野生イノシシや良・柵に近づかない

ランピースキン病

Lumpy Skin Disease

ランピーの意味は「しこり・でこぼこ」です。

ランピースキン病はポックスウイルスによる牛の届出伝染病です。

【海外での発生状況】

アフリカで流行
↓
2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパで発生
↓
2019年以降、アジアでの発生拡大
↓
2023年、韓国で発生

日本国内への侵入リスクが高まっています！

おかしいなと思ったら、すぐに獣医師または家畜保健衛生所に連絡しましょう

症状	皮膚の結節や水腫、発熱、鼻汁、泌乳量減少
宿主	人、水牛
伝播方法	蚊、ハエ、ダニなどの媒介により機械的に伝播。汚染された飼料、水、器具を介して感染。
予防・治療	汚染国ではワクチン接種を実施しているが日本では未承認。有効な治療法はない。



2. 令和6年度定期検査の実施について

本年度は、家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のための立ち入り検査として、以下の検査を実施します。

生産者及び関係機関の皆様には御協力の程よろしく申し上げます。

検査項目	市町	検査時期	検査対象
牛のヨーネ病	八雲町	10月～11月	24ヵ月齢以上の繁殖の用に供する雌牛
腐蛆病 	函館市 七飯町 森町 八雲町 長万部町	7月～9月	定飼及び転飼されている蜜蜂
飼養衛生管理基準 遵守状況の確認	函館市 知内町 木古内町 鹿部町 八雲町 長万部町	通年	牛・馬・めん羊・山羊の飼養者 (八雲町のみ牛の飼養者)

3. 定期報告の提出について

家畜を飼っている方は届出が必要です

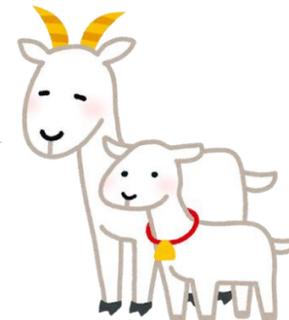
次の対象動物の所有者は、家畜伝染病予防法の定めるところにより、定期報告書を提出し、飼養状況を報告する義務があります。**動物の数が1頭（羽）でも、愛玩（ペット）用に飼っている場合でも、定期報告書を毎年提出しなければなりません。**

詳しくはお住まいの地域の役所・役場の畜産担当者へお問い合わせください。

対象動物

- ・牛、水牛、鹿、めん羊、ヤギ
- ・馬
- ・豚（マイクロブタ、イノブタ）、いのしし
- ・鶏（ウコッケイ、チャボ、シャモ）、うずら、あひる、合鴨、きじ、がちょう、フランスガモ（バリケン）、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥

家畜は
ペットも対象です



4. 熱射病・日射病に注意！！

渡島管内では令和5年の7月から8月にかけて暑熱被害がありました。乳用牛27頭（うち12頭が死亡・廃用）、肉用牛5頭（うち2頭が死亡・廃用）及び馬3頭でした。

気象庁の予想では、今年の夏も平均気温は高くなるそうです。
暑くなる前に暑熱対策の準備を始めて、暑熱ストレスから家畜を守りましょう。



1 家畜の適温域と臨界温度（高温側）

畜種	適温域（℃）	臨界温度（高温側・℃）
乳用牛	4～20	25
肉用牛	10～20	30
豚	5～20	27
採卵鶏	13～20	30～32
肉用鶏	19～23	28

2 生産性への悪影響

- ・食欲減退やそれに伴う増体量の低下（肥育成績の悪化）
- ・繁殖成績の悪化（受胎率の低下）
- ・乳牛では泌乳量や乳質の低下
- ・採卵鶏では産卵率の低下、卵重量の低下、卵殻質の低下による破卵率の増加

3 暑熱対策

① 畜舎環境対策

- ・送風機や細霧器の使用で畜舎内の温度上昇を防ぐ
- ・日が差す方向に遮光ネットなどを設置し、直射日光が畜舎に当たらないようにする
- ・屋根に散水する
- ・外の運動場に出す場合は日陰を作っておく

② 飼養管理対策

- ・密飼いを避ける
- ・家畜の毛や体表に糞便（ヨロイ）の付着が無いように清潔にする
- ・採食量が減らないように給餌回数を増やす
- ・新鮮な飲み水を与える
- ・栄養補助剤（ビタミン剤など）を食事に添加する
- ・給餌を暑い時間を避けて涼しい時間に行う

詳しくは北海道の
営農技術対策を
ご覧ください👉



5. 病性検定申請時の注意点と手数料変更について

1. 事前連絡	<p>検定依頼の内容を確認後、依頼の受理を検討します。 必ず事前の連絡をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査目的 農場名 飼養状況 検査する家畜の個体情報（個体識別番号または名号、品種、性別、生年月日等） 臨床症状 経過 検体の採材月日 採材者 <p>等をお知らせください。</p>	
2. 検体搬入	<p>検体を発送する場合は適切な温度（冷蔵、冷凍、室温）で速やかに送付してください。</p> <p>なお、採血管等を送付する場合は、蓋が閉まっていることを確認し、割れないよう梱包してください。</p> <p>可能な限りカルテの写し等も添付してください。</p>	

検査目的	材料	検査方法	留意点	検査項目	手数料 (1検体)	
疾病別	ヨーネ病	血清	抗体検査 (スクリーニング法*)	対象月齢：6か月齢以上	特殊血清・ 遺伝子学的検査	4,400円
		糞便	遺伝子検査	直検手袋でピンポン球大の量 ※搾乳牛の場合、採材時点から結果判明まで当該牛の生乳出荷は自粛	特殊遺伝子学的検査	6,680円
	牛伝染性リンパ腫	血清	抗体検査	対象月齢：6か月齢以上	特殊血清反応検査	3,220円
		全血 (血液塗抹)	遺伝子検査		特殊理化学的検査	3,160円
			白血球数		一般血液反応検査	820円
		白血球百分比	採材当日に搬入できない場合、塗抹標本を添付 塗抹固定（メタノール5分間）まで	鏡検	780円	
牛ウイルス性下痢	血清 全血	抗原検査 遺伝子検査	6か月未満の場合は全血も必要	特殊理化学的検査	3,160円	
馬パラチフス	血清	抗体検査	ホクレン市場、競馬場は搬入1ヶ月以内の採血を求めています。 無登録の馬の場合は特徴をとってください。→品種、性別、生年月日、毛色、顔の特徴（旋毛の位置）	特殊血清反応検査	3,220円	
原因検索	呼吸器病	鼻汁 血清	細菌学的検査 ウイルス学的検査	鼻汁は1頭あたり 3本以上 採材前に鼻鏡の汚れを除去し、鼻腔をアルコール綿で消毒した上でスワブを採材し滅菌スピッツ管に保存	総合病性検定 (病理解剖なし)	7,670円
		糞便	牛肺虫検査			
	下痢	糞便	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査	直検手袋でピンポン球大の量	総合病性検定 (病理解剖なし)	7,670円
流死産	胎子 胎盤 血清 (母畜)	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 病理組織学的検査	胎子、胎盤、血清（母畜）のセットで搬入し、胎子や胎盤は可能な限り新鮮なもの	総合病性検定 (病理解剖あり)	10,980円	

*スクリーニング法で陽性となった個体は、リアルタイムPCR法による確定検査を実施

4月から変更されました！

○病性検定使用料・手数料単価一覧（令和6年4月1日改正）

項目	料金	項目	料金	項目	料金
病理解剖検査	5,950	一般理化学的検査	1,400	解剖を含む総合病性検定	10,980
鏡検	780	特殊理化学的検査	3,160	解剖を含まない総合病性検定	7,670
一般培養	1,330	特殊遺伝子学的検査	6,680	特殊血清・遺伝子学的検査	4,400
特殊培養	3,400	証明書	500	特殊遺伝子・遺伝子学的検査※	7,340
一般血清反応検査	820	焼却	29,460	特別診断：100km未満	5,790
特殊血清反応検査	3,220	器具機械使用料	1,040	特別診断：100km以上	11,590
病理組織学的検査	2,950	保冷保管庫使用料	1,780		

※新設：ヨーネ病検査において、スクリーニング検査にリアルタイムPCRを使用するもの

6. 令和6年度 ヨーネ病自主検査日程

検体受付締切日	採血期間	市場開催年月日
7月19日（金）	7月16日（火）～19日（金）	8月7日、8日
8月23日（金）	8月19日（月）～23日（金）	9月11日、12日
9月20日（金）	9月17日（火）～20日（金）	10月9日、10日
10月25日（金）	10月21日（月）～25日（金）	11月13日、14日
11月22日（金）	11月18日（月）～22日（金）	12月11日、12日
12月20日（金）	12月16日（月）～20日（金）	1月15日、16日
1月24日（金）	1月20日（月）～24日（金）	2月12日、13日
2月21日（金）	2月17日（月）～21日（金）	3月12日、13日
3月21日（金）	3月17日（月）～21日（金）	4月

留意事項

- ・ **採血時に満6か月齢以上**であることを確認してください。
- ・ 病性検定料は令和6年4月から **1頭につき4,400円**に変更されました。
- ・ 書類のチェックをお願いします。
「名号」「生年月日」に誤りが多いです。
- ・ 衛生指導協会による検査料の補助を受ける場合は、**定期報告書を提出**していることが条件となっています。未提出の場合は検査料の補助申請ができません。

7. 死亡牛のBSE検査について

令和5年度、当所BSE検査室では242頭（うち渡島管内152頭）の検査を実施し、全頭陰性を確認しています。検査頭数は令和4年度（300頭）と比較し、58頭減少しました（対前年比80.7%）。



令和6年4月1日から死亡牛のBSE検査対象が変更になりました！

牛海綿状脳症（BSE）の発生が世界的に大きく減少する中、国際獣疫事務局（WOAH）は令和5年5月、BSE検査の対象牛について一般的な死亡牛を除外し、月齢を問わずBSEを否定できない症状を呈する牛のみとする等、国際基準を見直しました。これを受けて日本においても国内基準を見直し、関係省令等が改正され、令和6年4月1日からBSEの検査対象牛が以下のとおり変更になりました。

【BSE検査対象牛※】

- ①全月齢が対象（月齢による検査対象区分は撤廃されました）
- ②特定症状を呈していた牛
- ③特定症状以外のBSEを否定できない症状（歩行困難、起立不能やBSE関連症状等）

※検査対象牛確認フローチャートおよび従来の「死亡獣畜処理指示書」を使用する場合の記載方法は、当所ホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

【獣医師の皆さまへのお願い】

BSE検査が必要か否かは、死亡牛を検索した獣医師が判断します。このため、検索した獣医師の皆さまにおかれましては、『死亡獣畜処理指示書』を正確に記載し、BSE検査対象牛の場合は速やかに当所へ届け出（FAX）をお願いします。なお、渡島管内におけるBSE検査対象死亡牛の届け出の際、特に“記載間違い・記載漏れ”が多い箇所は下図のとおりです。記載漏れが見られた場合や、記載間違いの可能性がある場合は、検索獣医師へ連絡し、確認させていただいております。今後とも円滑な死亡牛BSE検査実施のため、適正な指示書の発行をお願いします。



今後は気温上昇に伴い、BSE検査対象死亡牛の死後変化が短時間で進む時期となります。死後変化が顕著になると、検査（採材）部位の融解化が進み、検査に支障をきたす場合がありますので、BSE検査対象死亡牛の死後は、速やかな検索と輸送業者による運搬を飼養者にご指導願います。

死亡獣畜処理指示書

★こんな時は？

例）病名（死因）は低Ca血症だが、生化学検査で確定診断したのでBSE検査は否と判断した

→ 余白に「生化学検査で確定診断」と記載し、当所や化製場に「検査除外と判断した理由」が分かるような情報も明記して下さい。

発行番号	所有者 (管理者)	住所 市・町 村	氏名
畜種	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日(又は月齢)	20 年 月 日 (月齢)
名号及び品種	♂・♀ 去勢	総体重	kg (死亡獣畜の合計頭数)
共済関係	加入・未加入	病名又は死因	死亡年月日 20 年 月 日 分 区 死亡・処分
上段に共済加入番号、下段に個体識別番号を記載する		検査済	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 BSE検査 <input type="checkbox"/> 要(96月以上)・ <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 要(起立不能等)

検査の「要・否」を判断した根拠（理由）を知る手がかりになるため正確に記載して下さい。

月齢に関係なく、必ずチェックして下さい！（特に、否の場合にチェック忘れが多い）

